

代金取立取扱規定

2024年4月1日より、2027年4月以降を期日とする手形は、代金取立の受付を停止しております。
2026年10月1日より、他の金融機関を支払地とする手形・小切手は、代金取立の受付を停止しております。

1. (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という）は、代金取立として取り扱います。ただし、2026年10月1日以降に振り出された、当社を支払人または支払場所とする手形・小切手については、取り扱いをいたしません。

2. (要件の補充等)

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充してください。銀行は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 証券類のうち裏書等の必要があるものは、その手続を済ませてください。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取り扱います。

3. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、証券類の組戻し、不渡返却があった場合、又は店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途いただきます。
- (2) 特別な依頼により要した費用は、別途いただきます。
- (3) 手数料には消費税が含まれます。

4. (発送)

証券類の取立を銀行の他の本支店又は他の金融機関に委託して行う場合には、銀行が適当と認める時期、方法により発送します。

5. (引受のない手形等の取扱い)

- (1) 引受のない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するとともに、引受及び支払のための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない証券類についても同様とします。

6. (代金取立の入金)

- (1) 手形のうち支払期日までに銀行所定の余裕日数があり、かつ、支払期日に手形交換等によって取立のできるもので、銀行が「期日入金手形」として取り扱ったものについては、その手形金額を支払期日に預金元帳へ入金記帳します。
この場合、当該金額は、支払期日の翌営業日の銀行間における不渡通知時限経過後に取引店でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- (2) 「期日入金手形」以外の証券類については、銀行間における入金報告によりその決済を確認のうえ預金元帳へ入金記帳し、支払資金とします。

7. (証券類の不渡り)

- (1) 証券類が不渡りとなった場合は、直ちにその通知を届出の住所あてに発信するとともに、「期日入金手形」についてはその金額を預金元帳から引き落します。
- (2) 不渡りとなった証券類は、取引店で返却しますから、銀行所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (3) 前項の証券類については、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、権利保全の手続をします。

8. (証券類の組戻し)

- (1) 証券類の組戻を依頼する場合には、支払期日の前日までに銀行所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印して提出してください。
- (2) 組戻をした証券類は取引店で返却しますから、銀行所定の受取書に預金取引の届出印を押印して提出してください。

9. (証券類の喪失、通信の遅延等)

証券類が事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって紛失、滅失、損傷又は延着したために生じた損害については、銀行は責任を負いません。やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

10. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

11. (規定の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について 当社ホームページへの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

以上